

## 第2回守口市市民協働推進会議 会議要録

平成26年9月22日(月)

午後6時30分から

守口市役所一号別館3階第二委員会室

出席者
<p>【委員】 直田春夫委員、久保由加里委員、樋口ミツ子委員、伏井不二子委員、竹内美喜枝委員、谷口伸行委員、平野雄士委員、長谷川敦子委員、柴山慶子委員、助川勝彦委員</p> <p>【事務局】 (市民生活部) 部長 神野浩一 (コミュニティ推進課) 課長 西口昭彦、 課長代理 飯島知道、大路浩文、北野修一</p>
会議要録
<p>【開会】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○配付資料確認</li><li>○会議の成立</li></ul>
<p>【議題1】 第1回議事要録の確認</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○事務局：議事要録は、事前にご確認いただいている。指摘事項があれば、この場にて承りたい。</li><li>○会長：何かありますか。 (意見なし)</li><li>○会長：ないようなので、議事要録はこの内容で作成する。 ホームページにも掲載したい。</li></ul>
<p>【議題2】 守口市公募型協働事業提案制度 募集要項(案)について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○事務局：前回からの変更点について、資料「守口市公募型協働事業提案制度(案)」に沿って、説明。 併せて、募集要項10頁「指定課題提案型のテーマ一覧」の具体的な内容について、この場で承認をいただきたいことがある。 指定課題提案型のテーマについて、平成26年度は日程が非常にタイトであることから、事務局では早急に庁内各部署へ呼びかけたいと考えている。この要項の決定を経た後に行うのが正当な順序ではあるが、早急にテーマの募集を行って良いか。</li><li>○会長：まず、3頁記載の複数年度の提案をどの様に扱うかについて。他市の事例をみると、複数年度の事業も実施しているところが多いので、複数年度の</li></ul>

提案も有りだと考える。ただし、採択されたとしても、複数年の実施が補償されるわけではなく、毎年度その成果を評価し、事業継続の判断をしていくものにしたい。

次に、指定課題型事業テーマの庁内募集について。答申から募集までに十分な期間がないため、答申前に庁内募集を行いたいとの申し入れ。テーマは、事業担当課で議論をした上で設定しなければならないこともあり、時間が必要だと思う。事前に募集してもよろしいか。

(異議無し)

- 会 長：では、募集要項の決定前に、テーマの庁内募集を行っていただく。
- 会 長：それでは、募集要項の変更点等について意見があればお伺いしたい。
- 委 員：他市提案制度の実施状況を拝見して、守口市の案では上限額を定めていないことが気になった。例えば、今年度提案事業に市として 1,000 万使うと枠を設けていたり、50 万円程度の事業を募集しますとして、事業の上限額を定めて募集している市が多い。  
つまり、素晴らしい提案を頂いても、市の事業優先順位を考慮した結果、希望の予算をつけることができない可能性も考えられるということ。  
枠を設けていれば、提案時の目安にもなり、また、説明の基準にもなる。このようなことから多くの市は枠を決めているのではないか。
- 会 長：何か御意見ありますでしょうか。  
目安があった方が提案はしやすいと言えるが、上限額で事業の規模を制限してしまいかねない。
- 委 員：どこの市の事例を見ても、実施した事業については記載されているが、費用については記載がない。示すべきだと考える。  
また、継続できる事業を優先して、予算をつけるべきだと考える。他市で多く見られる緑化や子育ての事業などは、今年だけすれば良いというものではないだろう。
- 会 長：継続性は確かに大事な点だ。ただし、行政がいつまでも関わっていくべきなのかという点については、また議論が必要だろう。  
金額については、定められていなければ提案しにくいでしょうか。いかがですか。
- 事務局：考え方を整理させていただきたい。  
まず、指定課題型について。こちらは、元々市が実施したいと考えている事業で、市が単独でするよりも協働で行った方がより良い効果が得られるであろう事業である。よって、予算の範囲内の金額でということになってくるだろう。  
一方、自由課題提案型については、提案される金額に幅はあるだろう。

ただ、事業を実施するとなれば、担当課と協議し予算獲得に動くことになる。よって、適正な範囲内の予算、つまり、予算の範囲内には落ち着いてくると考えられる。

○会 長：他にも、事前に協議を行い提案したところで、議会の審議により変更が生じることもあり得る。また、ほとんどお金を使わない提案もあり得る。ただ、予算があれば良いという話ではないだろう。しっかりと事前協議も行うので、上限の有無はどちらでも問題ないと考える。

○事務局：事業の内容によっては、団体への、現物支給とする場合も考えられる。補助金事業ではなく、協働事業であることから、必要な経費は必要な形で執行していくことも考える。

○会 長：指定管理をする団体に対する支払いでは、毎月支払われている例も見られる。

○委 員：突飛な質問かもしれないが、例えば、この会議で採択した事業に対して市議会から説明を求められることはあるのか。最終責任はどこになるのか。

○会 長：議会ではあるだろうが、事業の途中ではないだろう。

また、審議会は、市長部局の附属機関であるため、この会議で決定したことについての最終責任は市長にある。とはいえ、採択した事業に対してこの会議に責任がないとは言えない。

○委 員：他市（大東市）の事例をみると、市の職員が審査を行っている。これは、会長がおっしゃられた危惧があるからだと考えられる。

ただ、この推進会議は、会議自体から多様な方の協働で進めようという先進的なものであり、市職員だけで行うよりも市民協働には向いていると考えられる。

しかし、採択・不採択を決める会議であることから、この会議に与えられる権限は大きいため、協働についてよく理解したうえで行わなければならない。

もしも、とても多くの提案が寄せられた場合、この会議で採択とした提案であっても、予算を取れなくなる可能性がある。そのような場合、推進会議で採択と決めても、議会や市長の判断で変わるのかということになる。そのようなことにならないためにも、ある程度予算の枠を持っておきたい。そうでなければ、この会議で決めていくことは難しいと考える。

○会 長：他市の会議で提案を不採択としたこともあるが、判断は難しい。提案自体はとても良い物であったとしても、それが協働になじまない物であれば不採択とすることもある。非常に心苦しいが、了承して頂かないといけない面である。

様々な議論をしていただいた、金額の上限については、調整させていた

だき、次回最終決定させていただく。

○会 長：他にありますか。修正箇所はこれでよろしいか。

( 意見なし )

○会 長：ないようですので、募集要項はこの内容で作成する。

**【議題3】 守口市公募型協働事業提案制度 提出書類様式(案)について**

○会 長：補助事業ではなく、協働事業なので、それなりの安定性や信頼が求められる。そのため、記載内容もそれなりに多くなっているがご了承頂きたい。まず、事務局に説明をお願いします。

○事務局：資料「守口市公募型協働事業提案制度 提出書類様式(案)」に沿って説明。

○会 長：何かありますでしょうか。

○委 員：募集要項2頁記載の提案者の要件を定めているが、これを満たすことがわかる書類は提出して頂くことになっているのか。

今、拝見すると、要件②の5人以上の会員で構成された組織であることがわかる書類の提出を指定していないようだ。

○事務局：提出書類【様式1号】の添付書類一覧に「会員名簿等」を追加させて頂く。

○会 長：募集要項の提案者の要件を満たすように修正いただきたい。

他にありますでしょうか。

○委 員：市民協働指針で協働の主体として、団体だけでなく、市民個人も挙げられている。しかし、提案者の要件で、5名以上の団体、規約・会則があると定められている。これでは、市民個人が提案をすることはできない。市民協働指針と矛盾しているのではないか。

○会 長：市民個人も協働の主体であるが、協働事業として実施する場合は、責任の所在の問題等が生じるため、提案者の要件で5名以上の団体としている。

他にも、提案者が個人の場合、提案された課題が個人の問題・思いである可能性がある。事業として実施するため、多くの市民が認識する世間一般的な課題であることが必要である。よって、団体をつくり最低限5人が納得する課題であることを示し、規則を作成し責任の所在を明確にすることを求めている。

○委 員：協働事業の募集について市民の皆さんにお伝えする方法は何になるのか。

○事務局：広報紙、市ホームページなどで行う予定。

○会 長：他にも、皆様から知り合いの団体に紹介して頂けるように出来ればと思う。

○事務局：先程の、協働の主体に関することについてですが、事務局としても、協働の主体としての一番は市民個人だと考えています。しかし、事業として協働を行う主体としては、責任の問題もありますし、5名程度のグループや団体が必要だと考えている。

ただし、提案された事業で実際に動いていただき、行政の対の主体とし

て地域課題を解決していただくのは市民個人だと理解している。

○会 長：団体として責任を負って動いていただかないといけない。そこは明確にした上で、実際に動いていただくのは、市民個人だということ。

○会 長：様式について、他にご意見ありますでしょうか。

○委 員：いま、事務局から説明いただいたが、何故気付いた個人が何も出来ないのかと思う。市民協働指針では課題に気付いた個人が協働に取り組んでいくとあるが、本事業を提案するには予算書・決算書が2年分必要であるなど、気付いた個人が提案出来ないものになっている。

ただ、責任の所在の問題で組織でなければならないことは、そのとおりだと思う。しかし、市民一人一人にもっと関わっていただき易くしたい。何か出来ないものか。

○委 員：事業を提案しようと集まった団体は、確かに予算書などが無い。この事業だけをさしたい団体への対応は、確かにできていないように思う。

○会 長：市民活動は、個人で仲間を集めて行うものである。活動を始め、成果が出てきて、行政との協働で全市的に行った方が良いということになれば、次の段階として事業提案をされるということになると考える。

協働事業は、思いついたその日にすぐ提案するという物ではない。そもそも、この事業は、翌年度実施する事業である。

また、委員がおっしゃられたことについては、事業のために集められた団体であればその段階で規約などは作成できるのではないかと思う。また、規約を作成できない団体であれば、協働事業を実施するのは難しいのではないかと考えられるのではないだろうか。

○副会長：この募集要項を見ただけでは、提案経験がなければ難しいだろう。市民から意見を募集するのであれば、説明会等を行い、丁寧に方法を示すことでもハードルを下げることができると思う。

○事務局：募集要項5頁にも説明会を行うと記載している。提案して頂くためには、副会長がおっしゃったように、説明会は必要だと考えている。

気付かれた個人の方が、来年、再来年には提案できるようになるきっかけにもなると思う。

また、他市をみると、提案を支援する組織として、中間支援組織をおいているところもある。本市では、現在の段階では、直接市民の声を聞き、支援する組織として、われわれコミュニティ推進課がその役割を担っていく。

○委 員：ハードルを低くという提案はとても重要だと思う。気付いた市民個人が、5人集めなければならない、書類を作成しなければならないといった最初の段階で立ち止まるような制度ではなく、誰でも提案できるような仕組み

がなければならない。

その意味で言えば、中間支援組織などはなくても良いので、気付いた市民が気軽に来て、一緒に相談しながら、悩みながら提案を形にしていく相談ができる窓口的なところが市役所には必要だろう。

○事務局：そのための部署が、コミュニティ推進課だと考えている。

○会 長：相談ができる組織は必要。民間の中間支援組織などがあればその方が良いが、今は臨時的に市が直営でやるということだ。今後、中間支援組織を組織しようといった流れが起こっていけばと思う。

○事務局：併せて、市のホームページにも、「気づきがありましたら、コミュニティ推進課へいつでもお越しく下さい」と記載させていただきます。

○会 長：他にありますか。

( 意見なし )

○会 長：ないようですので、提出書類様式はこの内容で作成する。

**【議題4】指定課題提案型 テーマ概要 雛形について**

○事務局：資料「守口市公募型協働事業提案制度 「指定課題提案型」テーマ概要」に沿って説明。

○会 長：何かありますか。

( 意見なし )

○会 長：ないようですので、この内容で作成する。

**その他**

○会 長：何かありましたらお願いします。

○事務局：次回第3回推進会議は、10月10日（金）に教育文化会館4階第二会議室で行います。よろしくお願いいたします。

○会 長：次回の会議で、要項と様式を決定させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日の会議は以上です。

**【閉会】**